

別添2 預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）

改 正 案	現 行
（余裕金の運用方法） 第十七条 法第四十三号に規定する内閣府令・財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 金銭信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。） 二 コール資金の貸付け（国債を担保とするものに限る。）	（余裕金の運用方法） 第十七条 法第四十三号に規定する内閣府令・財務省令で定める方法は、金銭信託とする。